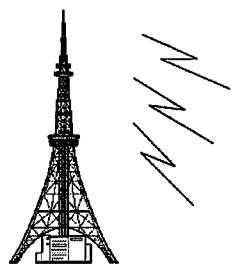
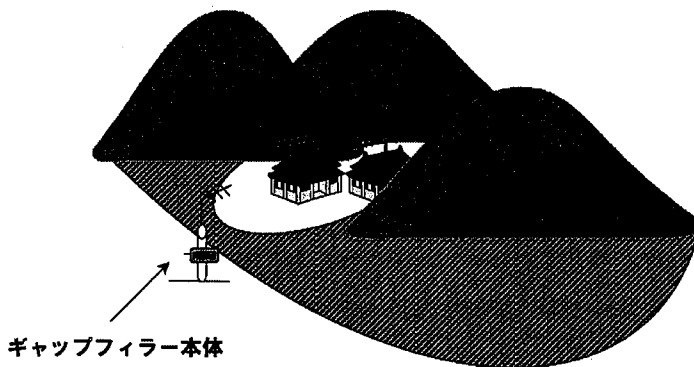


ギャップファイラー(無線共聴)について

ギャップファイラー：Gap（隙間）をFiller（埋める）こと



- : 受信障害エリア
- : ギャップファイラーカバーエリア



およそ1~2km四方の狭いエリアをカバーする極微小電力(原則10ミリワット以下)の中継局

24

想定されるギャップファイラー利用モデル

設置できる者

- 放送事業者
- 市町村、共聴組合、ビルオーナー等
(電波障害対策で使用する場合)

適用できる地域・用途

- ①山間等により受信障害が発生している地域
- ②地下街、地下駐車場などで受信障害が発生している地域
- ③丘陵、窪地や川沿いで受信障害が発生している地域
- ④ビル陰など建造物により受信障害が発生している地域
- ⑤デジタル混信により受信障害が発生している地域

(参考)ギャップファイラー申請手続き

	受信障害対策中継放送を行う放送局の開設 (50mW以下のギャップファイラーの設置の場合)	放送事業者の放送局の開設 (50mW以下の中継局の場合)
免許主体	放送事業者以外の者 (市町村、受信障害解消を図るための団体等)	放送事業者
申請書類(法第6条)	放送事業者の放送局の申請書類と同じ。 ・1局で複数のCHを申請可能。(手続規則第2条第5項)	免許の申請は、希望する周波数の一ごとに行う。
電波利用料(法第103条の2)	年額25700円(1局)	年額7400円(1局) ※特定新規開設局については、安価になっている。
落成検査(法第10条)	必要(登録点検事業者の活用が可能)	必要(登録点検事業者の活用が可能)
有効期間(法第13条)	5年間	5年間
周波数測定装置の備付け(施行規則第11条の3)	不要	不要
備付けを要する業務書類(施行規則第38条)	免許状、法及びこれに基づく命令の集録、無線局の免許の申請書の添付書類の写し等	免許状、法及びこれに基づく命令の集録、無線局の免許の申請書の添付書類の写し等
無線従事者(法第39条)	必要(ただし、外部企業への業務委託が可能。)	必要(ただし、外部企業への業務委託が可能。)
無線業務日誌(施行規則第40条)	毎日の記載が必要	毎日の記載が必要
放送局の抄録の提出(施行規則第41条)	必要(一部項目のみ)	必要
定期検査(施行規則第41条の2)	不要	不要
再放送同意(放送法第6条)	法律上、放送事業者からの同意取得は不要。 なお、放送の中止事故の際早期復旧を図れるよう緊急連絡網の構築について審査基準で規定。	-

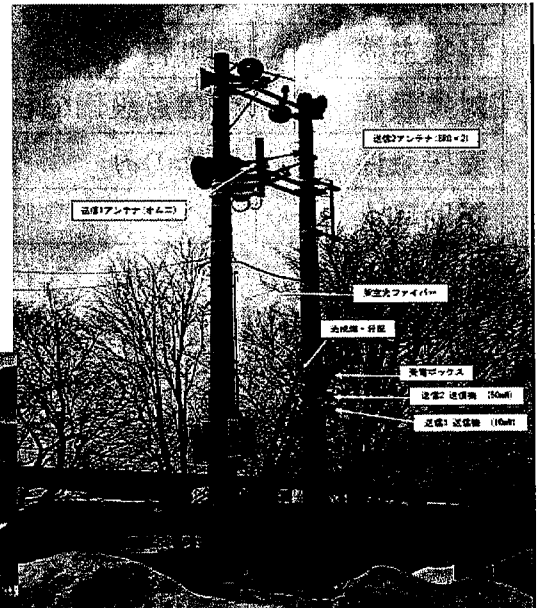
※「山間地における難視聴解消のための受信障害対策中継局を行う放送局の免許申請手続き(総務省資料)」より
28

(参考)ギャップファイラー検証実験の様子

山間部などの条件不利地域向けギャップファイラー(10mW送信)

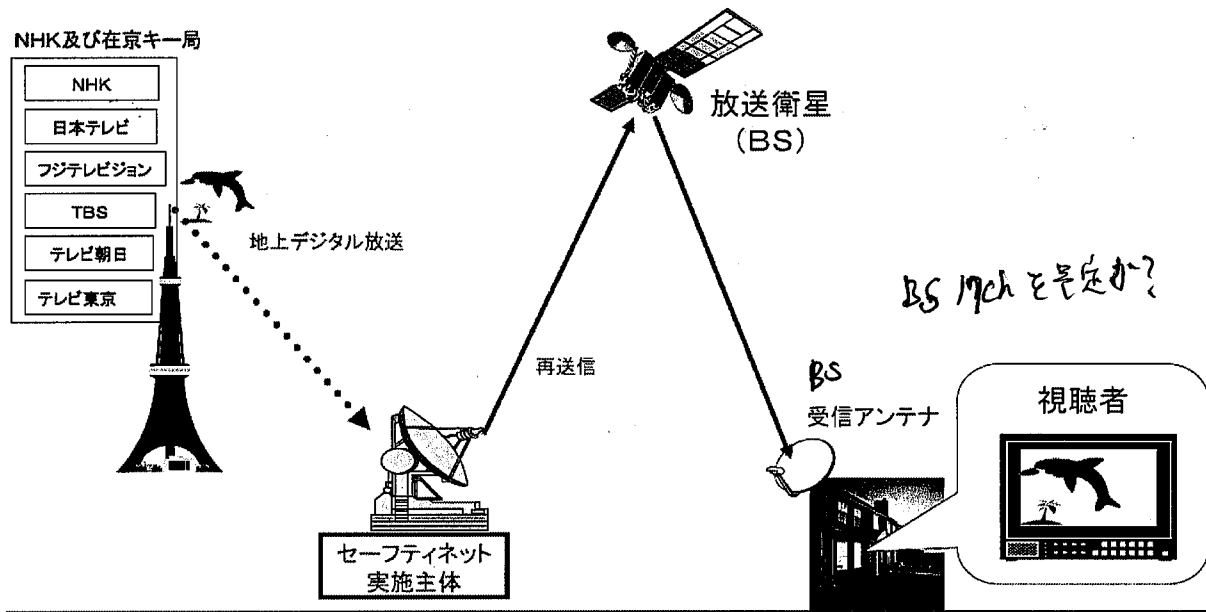


山間部などの条件不利地域向けギャップファイラー(50mW送信)



セーフティネットについて①

- ・ 2011年のアナログ放送終了時期に地上デジタル放送が受信できない世帯の救済策
- ・ 放送衛星（BS）を使って地上デジタル放送の番組を再送信



38

セーフティネットについて②

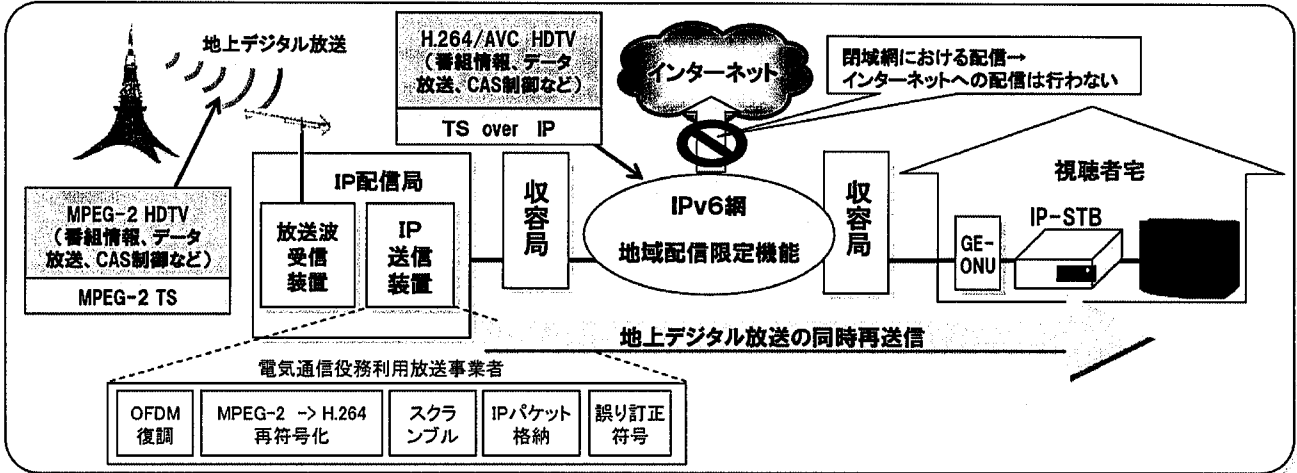
実施時期	<ul style="list-style-type: none"> ・ 平成21年度（2009年度）中に開始予定 ・ 運用期間は原則5年間
送出番組	<ul style="list-style-type: none"> ・ NHK総合（東京）、NHK教育、日本テレビ、TBS、フジテレビ、テレビ朝日、テレビ東京の計7局。民放は東京キー局の内容
画質	<ul style="list-style-type: none"> ・ 画質は標準画質。データ放送はなし <p><i>ハイビジョンは映る</i></p>
対象	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地形などの理由で地デジが受信困難で、<u>共同受信等の手段を用いても受信できない世帯</u>、 ・ 対象地域は各地域協議会で検討しリストを公表予定
費用負担	<ul style="list-style-type: none"> ・ 視聴者負担のあり方も含めて今後検討

（全国地上デジタル放送推進協議会資料より）

39

地デジIP再送信とは？

- ・IPマルチキャスト方式による地デジのIP同時再送信
- ・地上デジタル放送への完全移行に向けた補完措置として位置づけられる
- ・2008年4月よりNTT東日本・西日本の一部地域で、商用サービス「ひかりTV」のサービス開始。

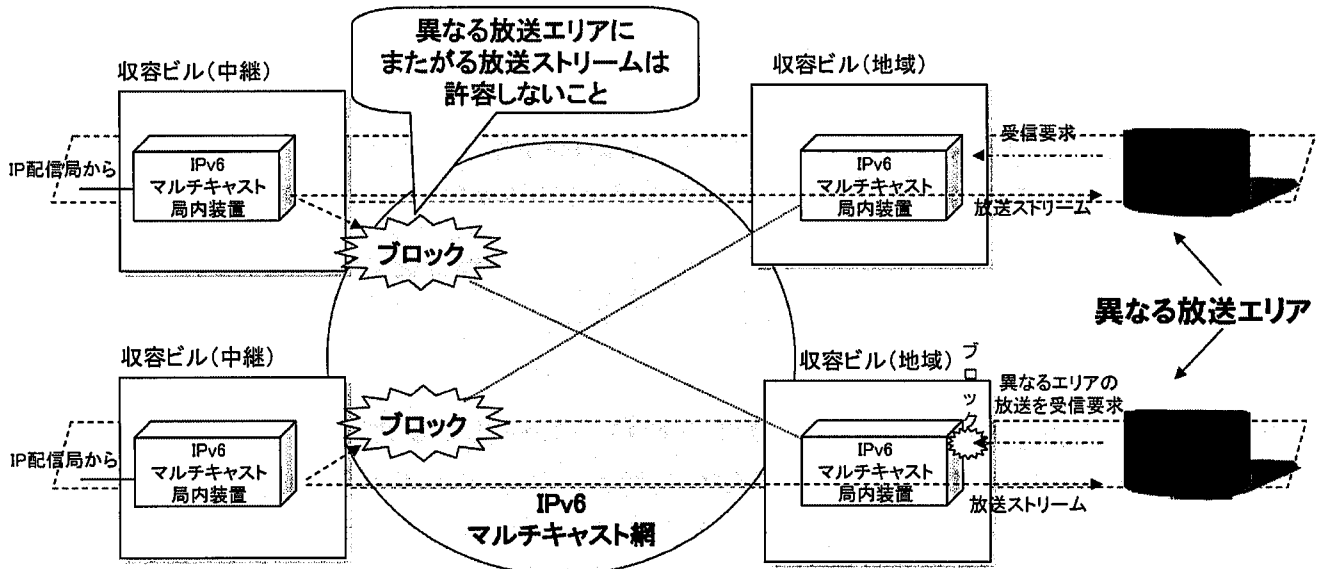


- ・地デジIP再送信は、光ファイバー経由で地デジを視聴できるサービスで、IP放送用受信機を設置することにより地デジを視聴できる。
- ・地デジIP再送信は、インターネットとは異なる閉域網で提供される。また放送事業者の放送対象地域に合わせ、送信エリアは限定されている。

42

地デジIP再送信の地域限定性について

- ① IP再送信サービスの対象地域を、当該地域で地上デジタル放送を行っている地上放送事業者の放送対象地域に限定することが可能であること。
- ② 不正アクセス、その他地上放送事業者が想定しないアクセスに対して送信が行われないこと。



43